

Transaction M&A News

2026 年度税制改正大綱 M&A の際に留意が必要な論点

January 2026

In brief

2025 年 12 月 26 日、令和 8 年度税制改正の大綱(以下、「2026 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

本ニュースレターでは、2026 年度税制改正大綱の中から、企業買収や組織再編実施時に影響が想定される事項について、以下 3 つの項目に分けて概要を説明します。

1. グループ通算制度における投資簿価修正の適正化
2. オープンイノベーション投資促進税制の拡充
3. 外国子会社合算税制等の見直し

なお、2026 年度税制改正大綱の詳細については、当法人のウェブサイト「税制改正の解説ニュース一覧」をご参照ください。

In detail

1. グループ通算制度における投資簿価修正の適正化

投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に、離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外されることとなります。なお、取得決議により、交付を受けた離脱法人の株式の価額が、その譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除くものとされています。

2026 年度税制改正大綱によって、仮に通算親法人が、ある法人を全部取得条項付種類株式を活用して通算子法人化する際にも、当該通算子法人について取得時の買収プレミアムを当該通算子法人のグループ通算離脱に行われる投資簿価修正に問題なく反映できるということとなります。

全部取得条項付種類株式を活用したスケイズアウトにおいては、対象会社が普通株式のみを発行していることを前提とすると、まず株主総会の特別決議によって定款を変更し種類株式を発行できるようにしたうえで、普通株

式を全部取得条項付種類株式に変更することとなります。そして、株主総会の特別決議をもって当該全部取得条項付種類株式を通算法人が取得して、その対価として新たに普通株式を交付することとなります。その際、少数株主が保有する株式が端数となるように普通株式を割り当てることで、少数株主が対象会社からスクイーズアウトされることとなります。

上述のように、全部取得条項付種類株式を活用したスクイーズアウトの過程では、普通株式を対価として全部取得条項付種類株式の譲渡が生じることから、TOB等で対象会社を取得した際に支払った買収プレミアムのうち全部取得条項付種類株式の譲渡部分に応じた金額だけ減少することとされてしまうことが問題視されていました。しかし、スクイーズアウトの過程で行われる本件全部取得条項付種類株式の譲渡は、少数株主を排除するために実施される形式的なものです。これを踏まえ、2026年度税制改正大綱では、スクイーズアウトの過程で全部取得条項付種類株式を形式的に譲渡するとしても、TOB等を通じて対象会社株式を取得した際に生じた買収プレミアムを資産調整勘定対応金額として引き続き加算できるように手当てされています。

2. オープンイノベーション投資促進税制の拡充

オープンイノベーション投資促進税制は、下表の見直しの上で適用期限が2年延長されます。このうち、主な改正点は以下の通りです。

現行のM&A型では、発行済株式を50%超取得することが前提であるところ、2026年度税制改正大綱により、3年以内に議決権の過半数を有することが見込まれるものであれば、分割取得であっても適用を受けることができるようになります。

また、M&A型の適用を受けている法人を合併法人、対象の発行法人を被合併法人とする合併が行われた場合には、現行のM&A型では、所得控除額を一括で益金算入する必要があるところ、2026年度税制改正大綱により、5年間でわたり益金算入をすることとなります。

以上のように、オープンイノベーション投資促進税制の要件等が緩和されることにより、M&Aにおける本税制のより積極的な活用や、スタートアップ企業への投資の促進が期待されます。

項目	改正概要
新規出資型の見直し	<ul style="list-style-type: none">中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上(現行:1億円以上)に引き上げる特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する
M&A型の見直し (一括取得)	<ul style="list-style-type: none">取得価額要件を7億円以上(現行:5億円以上)に引き上げる特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、特別勘定を設けている法人を合併法人とし、発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、被合併法人に係る特別勘定は、合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して益金算入するM&A型(分割取得)により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合は、M&A型(一括取得)の対象から除外する
M&A型の拡充 (分割取得)	<ul style="list-style-type: none">発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(その取得の直前ににおいて発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。)を追加する特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入する特定株式に係る取得価額の上限は200億円、取得価額要件は3億円とする取得から3年経過しても議決権の過半数を有しなかつた場合は特別勘定の取崩し(益金算入)をするなどの取崩し事由を設定する2023年4月1日以後に新規出資型により特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合は、M&A型(分割取得)の対象から除外する

3. 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制(以下、「本邦 CFC 税制」)について下表の見直しが行われ、外国関係会社の 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。このうち、主な改正点は以下の通りです。

現行の本邦 CFC 税制においては、解散した外国関係会社は、解散前に実体のある事業を行い、経済活動基準を充足していたとしても、解散後に事業を行わなくなることから経済活動基準を充足しない可能性があります。仮に経済活動基準を充足しない場合には、清算の過程で債務免除益等の所得が生じると、当該債務免除益は本邦 CFC 税制上の合算課税の対象となり、外国関係会社の解散前の事業実態が考慮されることなく合算課税されるケースが見受けられ、実務上外国関係会社の円滑な清算や事業撤退を阻害される状況がありました。

この点について、2026 年度税制改正大綱により、外国関係会社の解散前の事業実態が考慮されるように改正されることとなります。すなわち、解散前に 2 年間経済活動基準を充足していた対象外国関係会社(清算部分対象外国関係会社)は、解散により部分対象外国関係会社に該当しないこととなった場合においても原則として解散日の属する事業年度に加え、その後最大 3 年間は部分対象外国関係会社とみなされるため、清算の過程で債務免除益等の所得が生じた場合においても直ちに合算課税の対象にはならないこととなります。清算外国金融子会社等についても同様の趣旨の改正となります。

項目	改正概要
解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設	<p>① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社^{*1} 又は清算外国金融子会社等^{*2} に該当する場合には、特例清算事業年度^{*3} については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する</p> <p>② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額を使用する</p> <p>③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額を計算する</p> <p>④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する</p>
ペーパーカンパニー特例に係る資産割合要件	<ul style="list-style-type: none">外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定は不要とする
外国関係会社の本店所在地国 の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例	<ul style="list-style-type: none">最高税率が適用されることが通常見込まれないこと等の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例は適用不可とする

*1 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前 2 年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの。

*2 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度のいずれにおいても清算外国金融子会社等に該当していたもの。

*3 解散により最初に部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から、原則として同日以後 3 年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度。

ただし、本税制改正によっても、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社とみなされて、その解散により最初に部分対象外国関係会社または清算外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度における総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額に基づき異常所得の計算が可能となるということであって、清算

時に生じる債務免除益が無条件に本邦 CFC 税制の合算課税の対象から除外されるわけではありません。したがって、実務上外国関係会社の清算や事業撤退において本邦 CFC 税制の適用関係については依然慎重な検討をするものと考えられます。

The takeaway

2026 年度税制改正大綱の改正内容の詳細は、今後順次明らかになっていくことが想定されます。企業買収や組織再編を検討する際には、本ニュースレターでお伝えした3つの項目を含め、2026 年度税制改正大綱の今後の動向にも注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

ディレクター

高澤 歩夢

シニアマネージャー

中嶋 俊

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューラーを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.